

人権教育・啓発推進施策の実施状況について

平成 23 年 11 月 22 日

1 指導者の養成

(1) これまでの取組

- ・人権啓発指導者養成研修会の実施
対象：府（人権啓発指導員、推進員）、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体、府民の人権を守る相談ネットワーク構成団体の職員
内容：時宜に応じたテーマについて外部有識者による講演、平成 20 年度からはワークショップ方式を導入し、講演方式とワークショップ方式の 2 本立てで実施
- ・メルマガ「京都人権情報」の発行（平成 17～21 年度）
内容：府の人権啓発指導員等を対象に、庁内 LAN を活用し部内等の研修等に役立つと考えられる人権情報を提供するもの。
- ・人権研修講師情報リストの作成・配布（平成 18 年度～）
内容：府及び市町村が実施した人権研修の講師、講演テーマを毎年度、照会により集約し作成。作成後のリストは府各部局、市町村に配布し、人権研修の企画に役立たせようとするもの。
- ・人権問題職場研修指導者・主任研修
対象：府職員（人権問題職場研修指導者・主任）
内容：府職員研修・研究支援センター（以下「研修センター」と記す）が行う研修で人権啓発推進室職員による講演と外部講師によるワークショップ方式の 2 本立てで実施。世界人権問題研究センターが実施する人権大学講座（参加型体験学習、フィールドワークを含む。）も受講。

(2) 評価と課題

- ・指導者を含む府職員については、研修センターが行う人権問題特別研修や各部局単位で行う人権問題職場研修等により研修の場の確保に努め、研修技法としても討議方式等の参加型研修を取り入れ、充実を図っている。また、受研究生からのアンケートにより研修効果の把握に努めるとともに職員が人権研修の履歴や気付きを記録する「人権研修ノート」の作成を促し、体系的な学習に活用している。

- ・府職員に対する人権問題に係る年間の研修計画について、人権啓発推進室と研修センターのより密接な連携による立案が必要。
- ・指導者に対する継続的な情報提供はメルマガによる定期的な提供は休止しているが毎年研修講師情報リストの提供のほか人権啓発調整会議等を通じて必要と考えられる情報の提供は行っている。

2 人権教育・啓発資料等の整備

(1) これまでの取組

▶人権啓発資料の整備

- ・幼児～小学校低学年向け
人権ぬりえ、はたけさんちの夕ごはん絵本（平成 19, 20 年度）、人権絵本（平成 22 年度）
- ・親子向け
人権カルタ（平成 16 年度）、ひとりひとりがたからもの（平成 17 年度）
- ・一般向け
21 世紀を人権の世紀にするために（平成 15 年度）
21 世紀を人権の世紀にするためにⅡ（平成 16 年度）
みんなたいせつ みんなかがやく（平成 18, 19 年度）
人権の世紀（平成 20, 22 年度）
人権啓発指導者養成研修会講演録（平成 16 年度～）
人権ロコミ講座（平成 11 年度～）

▶人権教育資料の整備

- ・人権学習資料集
小学校編Ⅰ（平成 17 年度）、小学校編Ⅱ（平成 18 年度）、小学校編Ⅲ（平成 19 年度）、社会教育編（平成 20 年度）、中学校編（平成 20 年度）、高等学校編（平成 21 年度）
- ・人権教育指導資料（平成 22 年度）

(2) 評価と課題

- ・一般向け啓発資料では時宜を外さないようにタイムリーにデータ更新をはかって整備を進めてきている。
- ・同和問題をはじめ、性同一性障害、インターネットによる人権侵害等のさまざまな個別課題についての資料は研修会講演録等により現状をフォローしてきている。

る。

- ・子どもや親子を対象とした資料についても一定の整備を図ってきている。
- ・若者層への啓発を進めているが、若者を主対象とした啓発資料は十分ではない。
また、まとまった伝達・送付ルートがない。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

(1) これまでの取組

▶人権啓発

・メディア利用

- ・新聞 毎年、5, 8, 12月の重点啓発期間に新聞（京都、朝日、読売、毎日、産経の5紙）に意見広告を掲載
毎年12月の人権週間の期間に京都新聞に「人権ロコミ情報」として身近な問題について有識者による人権の切り口でのコメントを10話連続掲載（平成10年度～）
- ・テレビ KBS 「京都人権情報」（平成15～19年度）
KBS 「G o G o ポップインフレンズ！」（平成20年度）
KBS 広報課によるスポット放送
- ・ラジオ KBS 「京都人権情報」（平成14年度～）
KBS はたけさんちの夕ごはん（平成18～20年度）
FM京都「Voice To You」（平成19年度～）
放送局による同番組の特設ブログ設置
ミニFM（三条ラジオカフェ）（平成21年度）
KBS 広報課によるスポット放送
FM京都 広報課によるスポット放送
- ・広報紙 「府民だより」による啓発
（8月、12月に特集記事、その他の月は「人権ロコミ講座」掲載）
- ・ホームページ 京都府HPの中に「人権啓発に関するページ」

・重点啓発期間の取組

- ・5月 新聞意見広告、ポスター作成・掲示
- ・8月 新聞意見広告、ポスター作成・掲示、街頭啓発、ミニコンサート、ポスターコンクール募集期間、指導者養成研修会、MO'COOL FESTAへの参加（7月）
- ・12月 新聞意見広告、ポスター作成・掲示、街頭啓発、人権ロコミ情報

ヒューマンフェスタ（早い時期の開催もあり）、市町村連携フェスタ、ポスターコンクール表彰式、「Voice To You」の人権週間特番

- ・フェスティバルの開催
 - ・平成 15 ～ 19 年度
 - NPO 法人等の参加を得ての開催（平成 15 年度～ ）
 - 京都市以外の地域での開催（16 城陽市、17 亀岡市、18 舞鶴市、19 京丹後市）
 - ・平成 20 年度～
 - 京都市域 京都ヒューマンフェスタとして開催
 - 京都市以外 ヒューマンウィーク in おとくに（向日市、長岡京市、大山崎町）、ハートフルフェスタ（福知山市、宮津市、綾部市、木津川市）として市町村の既存の人権イベントに府が共催参加する形で開催
- ・コンクール
 - ・ポスターコンクール（昭和 59 年度～ ）
 - ・五七五標語コンクール（平成 14 ～ 18 年度）
 - ・人権メッセージコンクール（平成 19 ～ 21 年度）
- ・その他
 - ・人権啓発パネル展
 - ・ポスターコンクール優秀作品展示会

(2) 評価と課題

- ・すでに取りやめた事業（テレビ、地下鉄駅構内で啓発ボード展示、近畿府県合同のラジオ放送等）を含め種々の施策に取り組んできた。
- ・啓発重点期間の取組は、事業の集中はしているが、各事業相互の一体感が創出できているかという点では十分ではない。
- ・コンクール事業では国や市町村でも取り組まれており、棲み分けが必要（法務省は作文、京都市はマンガ、フォトを実施しているほか、ポスターや標語等についても複数の市町村での取り組み例あり）。また、一般層からの応募が少ないという課題もある。
- ・新聞意見広告のテーマについては、「命の尊厳」や「法の下での平等」という普遍的なものだけでなく、庁内各部局で取り組んでいる個別の人権課題（男女共同参画、犯罪被害者支援、ユニバーサルデザイン、自殺防止、個人情報の保護、

障害者支援等) に対する府の考え方や施策をアピールするような内容のものを多くした。

- ・ 施策効果の把握についてはなかなか困難ではあるが、可能なものはフェスティバルでは参加者からアンケートを採ったり、啓発資料にアンケート用はがきを折り込む等、またラジオ番組ではリスナーからの声が届くような仕掛けをして効果の把握に努めており、その結果ではそれなりの効果があるという認識はしている。

4 国、市町村、民間等との連携

(1) これまでの取組

ア 国との連携

(ア) 京都人権啓発行政連絡協議会での取組

※構成：京都地方務局、京都労働局、近畿農政局、近畿財務局京都財務事務所、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府、京都市

- ・ 従前の企業向け研修会の他に探偵業者向けの研修会（平成 21 年度～）を開催
- ・ 街頭啓発
- ・ 戸籍法等の職務上特権を有している 8 業士団体（弁護士会、司法書士会、行政書士会等）への要望活動（平成 18、21 年度）

(イ) 京都人権啓発活動ネットワーク協議会での取組

※構成：京都地方務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会

- ・ 地方における効果的な人権侵害救済方策の検討（平成 15、16 年度）
 - 府市における人権擁護委員の特設相談の実施（平成 18 年度～）
 - 府市における相談ネットワークの構築（平成 19 年度～）
- ・ 人権啓発ラッピングバスの運行（平成 19 年度）
 - 京阪宇治バス（2 台）による宇治市内での運行
- ・ 人権啓発フェスティバルの共同開催
- ・ Jリーグと連携した啓発

イ 市町村との連携

(ア) 市町村連携フェスティバル

ひゅうまんシネマフェスタ → ハートフルフェスタ

平成 21 年度までは「ひゅうまんシネマフェスタ」として毎年 8 月の夏休み期間中に子ども向けの映画会を府内の 5～6 の市町村を選んで実施してきた。

平成 21 年度からは「ひゅうまんシネマフェスタ」は廃止し、映画会も含んだ人権啓発総合イベントとして「ヒューマンウィーク in おとくに」(向日市、長岡京市、大山崎町)や「ハートフルフェスタ」(福知山市、宮津市、綾部市、木津川市)として市町村の既存の人権イベントに共催参加する形で実施

(イ) 府民講座

市町村と連携して NPO 法人等が講師となる府民(市民)向けの講演会。世界人権宣言 60 周年の取組(平成 20 年度)から実施。

ウ 民間等との連携

(ア) NPO 法人等との連携

府民に身近な所で活動をしている NPO 法人等の府民等への認知度を高めるための支援と NPO 法人等相互の交流促進を狙いとして平成 15 年度実施の人権啓発フェスティバルから NPO 法人等との連携した取組を開始。

NPO 法人等との連携状況

	15	16	17	18	19	20	21	22
フェスティバル	9	9	12	11	14	36	23	22
T V、ラジオ出演	13	18	14	10	5	4	1	3
府民講座・指導者養成研修会			1	1		4	3	3
合 計	22	27	27	22	19	44	27	28

NPO 法人等の活動紹介の冊子を作成、配布

- ・ Booklet 京都人権情報の発行(平成 17～21 年度)

府と一緒に事業を取り組んだことのある民間 71 団体を紹介

- ・ ハンドブック NPO 法人等相談窓口ガイドの発行(平成 22 年度)

上記のうち相談窓口を開いている 18 団体を紹介

(イ) 企業も入った事業の実施

京都人権啓発推進会議(商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、農業協同組合中央会が構成員)による取組

街頭啓発、ポスターコンクール、フェスティバル開催等

ラジオ、テレビ、人権口コミ情報等

(2) 評価と課題

・国との連携

フェスティバルへの参加、人権擁護委員の特設相談の府庁舎での実施、行連による研修事業の拡大等により連携した取組は着実に進展している。

・市町村との連携

フェスティバルの共催、隣保館との交流学习会との実施等で着実に進展している。

府事業と市町村事業は同じような事業をしている部分もあり、共同して実施する事業、それぞれが独自にする事業等の棲み分けをすることも適切。

住民に身近な行政としては市町村の取り組みが重要であり、そのため府としては単費補助事業により市町村事業を支援している。

・NPO 法人等との連携

平成15年度以降の取り組み（フェスティバル、ラジオ、テレビ等）により身近な所で活動をしている NPO 法人等の府民への認知度は高めることはできたと認識。NPO 法人等相互の交流も一定進んでいる。

NPO 法人全般への支援策は府民力推進課が担当し、地域力再生交付金等により支援。

5 調査・研究成果の活用

(1) これまでの取組

・世界人権問題研究センター（世人研）

世人研主催の人権大学講座への研修参加

研修講師の派遣、人権ロコミ情報への執筆、ラジオ「京都人権情報」への出演、人権啓発フェスティバルへの参加

・大学連携事業（平成18年度～）

(ア) 芸術系大学学生に対する人権教育の実施・その成果品の啓発資材としての活用

・大阪成蹊大学芸術学部(平成18年度～)

ポスター、パネル、エコバッグ、ジッパー付フォルダ、マグネット

人権啓発テレビ番組への出演

・京都嵯峨芸術大学(平成18年度～)

人権ぬりえ、携帯ストラップ、ポケットティッシュの表紙、人権絵本

人権啓発テレビ番組への出演

- ・京都造形芸術大学（平成 23 年度）

現在、東日本大震災をテーマに一枚絵のマンガを制作中

(イ) 学生の参加を得ての啓発事業（フェスティバル）の取り組み

- ・京都工芸繊維大学（平成 20 年度～ ）

ユニバーサルデザインの啓発

- ・花園大学（平成 18、20 年度）

人権啓発テレビ番組への出演、フェスティバルへの参加

- ・京都教育大学（平成 20 年度）

帰国渡日児童生徒つながる会のフェスティバルへの参加

- ・京都造形芸術大学（平成 23 年度）

マンガ学科のフェスティバルへの参加

(2) 評価と課題

- ・各種啓発事業の計画立案、実施に大きく貢献いただけている。
- ・大学連携事業については、大学（各教室）からは良い評価をいただき熱心な協力を得られている。

第5章 計画の推進

1 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫を凝らすとともに、（財）世界人権問題研究センターや大学における専門的な研究や、国際社会における成果についてもその活用を図ることとします。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアやインターネットな

どの新たなメディアを積極的に活用するとともに、*憲法週間（5月1～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールや*ワークショップ、車椅子体験研修など）を積極的に取り入れるとともに、府民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

4 国、市町村、民間等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村等の公共団体のみならず、民間団体との連携が不可欠です。

京都府においては、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する*京都人権啓発推進会議や府域の行政機関で構成する京都人権啓発行政連絡協議会、京都地方法務局を中心とし京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開しています。

特に、住民に最も身近な行政を担当する市町村が、地域や住民の実情を踏まえてきめ細かい人権教育・啓発に取り組むことが重要であることから、引き続き、指導者養成研修会を充実するとともに、市町村が行う取組を支援します。

さらに、NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、*「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

5 調査・研究成果の活用

（財）世界人権問題研究センターでは、人権問題について広く世界的な視野に立った総合的な調査・研究が行われ、また広く府民を対象とした各種の講座も開催されています。

人権教育・啓発の推進に当たっては、こうした調査・研究の成果を積極的に活用し、人権に関する質の高い、最新の知識の普及に努めます。

なお、今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外の様々な取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、（財）世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されることを期待します。